

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成16年4月15日

議 会 事 務 局

目 次

民生常任委員会

4月15日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
委員会記録署名委員の指名	2
請願第1号の審査	2
質疑（藤浦委員、古谷委員、山下委員、上村委員）	
閉会の宣告	20

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成16年 4月15日(木) 午前10時 4分 開会
午前11時36分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 野口 博 副委員長 上村高義 委 員 古谷博子
委 員 藤浦雅彦 委 員 山下信行

1. 欠席委員

委 員 原田 平

1. 説明のため出席した者

請願紹介議員 安藤 薫

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局主幹 上 清隆

1. 審査案件

請願第 1号 烏飼上四丁目、ふれあいの里バス停前の固形燃料製造工場進出に反対
する請願

(午前10時 4分 開会)

○野口委員長 それでは、皆さん、おはようございます。

ただいまから民生常任委員会を開会します。

最初に、本日、紹介議員でもある原田委員の方から、病気により欠席をさせていただきたいという旨のご連絡がありましたので、この件について報告をさせていただきます。

本日の委員会記録署名委員は古谷委員を指名します。

請願第1号の審査を行います。

先日に引き続き、紹介議員に対する質疑を受けます。

藤浦委員。

○藤浦委員 せんだっての委員会の後、さまざまな資料もご提出をしていただきました。ありがとうございます。

また、類似の施設ということで、岸和田の方の見学にも私自身も行ってまいりまして、私なりにさまざまな調査を重ねてまいりました。

出していただきましたこの資料につきまして、双方、何点かちょっと食い違うようなところもございまして、その辺のことも含めてきょうは質問をさせていただきたいと思います。

一番最初、せんだって行われた趣旨説明に基づいて、ちょっと質疑をさせていただきたいと思いますが、最初のこの請願文書の件名は、鳥飼上4丁目、ふれあいの里バス停前の固形燃料製造工場進出に反対する請願という件名ですけれども、この請願内容はずっと反対だという、地域も反対しているということでございまして、そして、最後のところでは、大阪府に対してまして、この燃料製造工場の進出許可を慎重に取り扱われるように府の方に働きかけをしていただきたい、こ

ういう内容の趣旨でございまして、こういうふうに説明の中でもおっしゃってるんですけども、ちょっとこの件名は、反対する請願、中身も反対する内容と。最後のくくりの部分は慎重に取り扱うという部分で、ちょっと内容が、文面上これでいいのかなということだと思うんですが、反対なら、最後の部分も反対とならないといけないように思うんですけども、この辺のちょっと、まず、請願そのものについての質問をひとつ説明をお願いしたいと思います。

それから、同じ説明の中で、事業内容のことについて説明をされております。

この委員会記録を読みますと、事業者としまして、家電メーカーその他の事業者から排出された廃プラスチック類、紙くず、木くずを主とする産業廃棄物を、破碎後、金属などの異物を除去して、約直径15ミリ、長さ4センチの棒状に成型をいたしまして云々とありまして、この説明の中では、持ち込まれる廃材は、家電メーカーその他の事業者から排出された廃プラスチックということになっておりまして、さまざまな資料にもそのように載っております。事業者の方の資料にもそういうふう書いてあります。大阪府関連のものにもそう書いてありますけれども、この自治会から出されている16年2月の自治会ニュース、つけていただいている資料の中にちょっと気になることが書いてありまして、一番最初のこの、廃棄家電の処理場にするなということで、本文の5行目ぐらいからですが、半年前には、家電ではないと、自衛隊、警察制服など化繊の払い下げを受けると説明していたが、どうやら、大手のリサイクル家電を処理して固形燃料にするねらいだということが知れたと。府の担当も、大手家電〇〇のものですと明言して

おられたと、そういうこと。

また、その下のところに、ヨドバシカメラの事件が、リサイクル家電の不祥事が12日の新聞に、ヨドバシカメラのことを引用されて、下のから5行目のところから、確実とは言えないが、大手家電の払い下げ料では利益が出ない業者が、プラスチック部分を破壊して、石炭にかわる固形燃料化する。その工場が鳥飼上の1,175坪だとすれば、余りにも殺生、ばかにするなと言いたいと、こういうふうに表示されている資料が提出されておりまして、この説明と若干ちゃうんですね。説明でいくと、家電メーカーから出す普通の廃プラということになっていきますが、家電リサイクルに係るようなものをここで廃棄するねらいがあるということになってまして、この辺の違いを、説明を変えるのか、訂正するのかどうかも含めて、ちょっとご説明ください。

それから、同じくその説明の中で、破碎をするために粉じんが出ますし、そして、排水等にも出ると。あるいは騒音・振動、その他悪臭あるいは火災の発生等が心配されるわけでございますということでございました。

さまざま提出していただいている資料の中に、3月4日に大阪府が摂津市に来て、地元で説明会がなされたという、その資料が、これは摂津市の出されている資料の中に添付をされておりますけれども、この資料3という分ですね、これに基づいて、3月4日には、今申しました破碎の件、粉じんの件、排水の件、騒音・振動の件、悪臭の件、火災の件がここで説明されております。ざっと説明されておりますので、一つ一つは言いませんけれども、当方は一応これも全部目を通させていただいて、大体、業者の対応等もわかりやすくまとめてあるというふうに思う

わけですけどね。

なおかつ、この資料に、紹介議員も目を通されていると思いますけれども、これでもなおかつ問題があるということなんでしょうが、ちょっとこれも反論するというんですかね、この説明でもだめなんだというところへんのところを、ちょっと納得するように説明をお願いしたいと思います。

それから、今度は、請願内容につきまして、東京都の杉並区で発生している杉並病、ダイオキシン環境ホルモンの発生のおそれがあると、こういうふうにおそれということで文面、書かれてるわけですが、この辺の関連性、今回の事業と。それから杉並区の井草の森公園周辺の環境問題ですね、この辺との類似性、主張されている、説明が明快ではなかったというふうな表現がされてはいますが、請願内容に記載されて、そして採択する上では、それなりの根拠がないと、またこれを採択するということは、議会としても、これは確かにおそれがあるというふうに追認するような格好になってしまう可能性もありますので、その辺の関連性を、もう一度説明をお願いしたいと思います。

それから、同じく請願内容で、三重県の多度町においての固形燃料による大爆発事故が発生したということでこの表現がなされてはいますが、これも先ほどと同じですが、その可能性が、これはRDFという種別の固形燃料であって、こちらはRPFということになりますけれども、さまざまな資料の中で、それは違うということが書かれてるわけですが、それでも可能性があるんだということについて、もうちょっと精査して説明をお願いしたいと思います。

それから、今度は経過についてなんで

すけども、まず一番最初に双方の資料の中で、説明会に入られる前に、7月9日に業者の専務が自治会長を訪れて、事前に打ち合わせをされたということになっております。その際に、自体会側の資料では細かい打ち合わせ内容は書かれておりませんが、業者側の資料の中では、結構その内容が細かく、こういうアドバイスを受けたということが書かれておましてね。

例えば、まず最初に、対象隣接者との同意交渉を先行して行うこと。

2番目には、対象隣接者との同意交渉について、同意収集のめどがついた時点で小林自治会長へ連絡をする。

3番目には、その経過をもとに、小林自治会長が自治会を招集し、当社の事業計画説明会を実施し、特別な異議申し立てがない限り、その時点で自治会として同意すること。

また、5点目には、農家に対する説明対応は特に誠意を持って進めること。その指示を受け、特に、隣接生産緑地所有者の個別の名前が入ってますので、K氏には配慮と誠意を持って対応することを確認ということで、最後に、この会社案内を見て、計画している事業は、テレビ、冷蔵庫等の廃家電処理でないとの、懸念されていることは、この件については見当違いであることを説明し、理解される。こういうふうなことを打ち合わせしたと、こういうふうになっておりますけども、この辺が、業者の言い分。そしてまた、自治会の資料の中では、1枚目の③というところで、ずっと7月29日までの経過があって、その後、アイデックスは自治会長との折衝を延期して、農業関係者を回り、同意されるように説得を開始した模様ということで、自治会としては、勝手にやったということで主張されておま

して、業者の方は、自治会長の方からそういうアドバイスを受けて、アドバイスに基づいてやっているという主張で、大きく主張が食い違うということになっております。

この辺の、どちらがどうなのかということ、ちょっと紹介議員の方で説明をお願いします。

それから、同じく経過についてですけども、自治会のこの提出いただいている資料の中で、29日の説明会の中で、提出予定であったということで、アイデックス社に対する質問と要望事項という資料を挟んでいただいております。

この質問と要望事項というものの下に、墨書きでコメントが書いてありまして、この下に、当初の説明で問題ないと思われたので、話し合いの席に持ってこなかったため、質問が終わったので、撤回して出さなかったと書いてあると思うんです。要するに出さなかったというふうに書いてあると私は理解してるんですが。業者の方のこの資料の中では、経過の中では、29日の説明会の中では、当社の説明後、小林自治会長より当社に対し、質問と要望事項を提出された件での質疑応答としてということで、その件について説明をしましたということになってまして、これは、業者側は出されたということで、この添付資料の中にも同じものが添付をされてまして、この辺で、見解の相違ということではなくて、出したのか出さなかったのかという極めて単純な食い違いが起こっているということで、この辺のことはどうなのかということですね。

それから、8月12日に、今度は摂津市の出された、経過の書かれているこの資料、経過をずっと書いてありますが、この2枚目のところに、8月12日のところの部分で、8月12日、鳥飼上自治

会長が来庁、業者に渡した自治会からの要望書については撤回したとのこと。業者としては、環境保全対策として文書を提出するとのことということになってます。この辺の記述と、それから今の両者の食い違いとあわせて、どういうふうなことだったのかということをご説明お願いしたいと思います。

それぞれの資料で、信憑性の問題にかかってくると思います。

それから、最後ですけども、8月26日に自治会から出された反対意見書の関連につきまして、自治会側の出されている資料の中では、これは29日の打ち合わせ議事録の次のところに解説ということをつけていただいておりますけれども、その解説の2枚目のところで、井出専務が社内で相談した結果、事情が変わりました。撤退も含めて考えたいので、最終的にその協議に出す意見書が欲しいのですと言うと。最初から、前の会社、パルタックとの間で、地元同意が取れないときは契約解消もあり得ると聞いていたので、そのための弁護士を入れた会議に必要なものと解釈をしたと。専務の言葉も全然勢いが消えて、おりたという調子であったと。そうですか、撤退ということなら、すぐにうちの意見書を出しますと言ったと。これからまだ開業に向けて努力を続けるというなら、20日の夜の会合で怒っているの、しばらく会うことはないと考えていたし、そうすれば、アイデックスも勝手に判断すると思っていたのであると。そのことで、T氏の誤解発言が幸いしたと考えていたのであると。また、毎日のように発表される三重県の多度町の爆発事故で、アイデックスも地元説明をあきらめたように思えた。早くしてほしいと頼まれた。こういうふうな表現になってますね。

それで、今度は、業者側の方の経過事項の一番最後のところですね。1月20日付のところのやり取りの中で、9月30日、再度、小林自治会長に電話を入れ、つながると。昨年8月25日の反対意見書をもらったときに、当社がその趣を受け入れ、撤退を受諾したように言われ、その後、何の連絡もなく工事を進めたことを責めると。受諾したことは絶対ない、こちらが反論しようとする電話は一方的に切れ云々とうあるわけで、業者側は撤退するという事は受諾をしていない。片や自治会側は、撤退するという意思があったということになってますけども、この辺の食い違いについてどうなのか、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○野口委員長 安藤議員。

○安藤議員 幾つかご質問いただきました。答弁が漏れている点がありましたら、また整理していただきたいと思えます。

まず最初に、請願文の内容について、件名の工場進出に反対する請願という件名、それから、文章の内容が反対の内容になっていて、最終のところ、慎重に扱われるよう府に働きかけてくださいますよう請願申し上げます。ここが一致していないのではないかとご質問なんですが、紹介議員としては、その文章の中身、それから、件名と最後のまとめというところを、私、そこまでは介入はできないんですけども、私としては、鳥飼上4丁目の地域にさまざまなものと、この文章の中にも書かれていますが、進出の計画を持ち込まれたときに、同時にいろいろなところで、よく似たごみの固形燃料の工場が事故を起こしているとか、杉並病の話もあると。いろいろな問題がこれに関連して持ち上がってきて、不安がたくさんあって、絶対に来てほしくな

いと。これは住民の方々、自治会の方々の意志だと思っんです。これを強く議会の方に働きかけたいということが趣旨だと思いますので、反対する請願という形で出てきたと思っんです。

最後の文面のところについては、こういった心配があつて反対をしていますという経過です、こういった趣旨を、反対する請願を上げている趣旨をご理解いただいて、議会を挙げて反対していただきたいというふうに結ばないで、あえてこのように、慎重に府に働きかけてくださいますよう請願申し上げますというのは、それは反対の意味で、反対なんだよと、反対の請願をぜひ上げてほしい。ただ、その最後の結びで、あくまでも反対せよというところではなくて、反対の立場でやってほしいというようなことじゃないかというふうには私は理解をしています。ということです。

それから、自治会ニュースのことですけれども、自治会ニュースの2月の、この固形燃料の材料となるものは何かという点で、廃プラスチックであるとか、それから、このニュースの中では、当初、説明を受けていたけれども、どうやら大手リサイクル家電を処理して固定燃料にするねらいだということが知れたとか、府の担当者がこういうような話をされたとか、明言しておられたとかいうような記事と、趣旨の説明とちょっと違うんじゃないかというような、その点はどう考えているのかということだと思っんです。

こういうさまざまな反対をしたりとか、相手の情報をいただいたりとか、運動していく中で、いろいろな情報をいろんなところへ行って入手をするということは当然やられるものだと思っんです。そうした中で、その時、その時の到達点においてわかつたことを、自治会として自治会

の皆さんにお知らせをするというのはそれはあると思っんです。そのときは、このニュースを書かれているとき、2月の頭だと思っんですけれども、実際にお話を伺つて、いろいろなルートからお話を聞いてきて、こういうことを聞いてきたと。これが真相ではないかということをお知らせしているものだと思っんです。

ですから、ここに書かれたものがすべてというわけではないと思っんです。経過の中で、いろいろな情報収集等がある中で、わかつた時点で自治会の方々に知らせするというところでは、請願との内容については、請願のときには、趣旨説明では廃プラということであるわけですから、その経過の中での一つの資料というふうに見ただけだったらいいのではないかなというふうには思っんです。

それから、3月4日の、これは大阪府の説明会、大阪府と摂津市が同席した説明会のときに、さまざまな対策、生活環境保全上の対策においてこういう対策をしますよと。これでもなお不十分なのかと、どうして不十分なのかというようなことだと思っんですけれども、やっぱりそこに生活しておられる方、または、その工場が進出してくるすぐ横でさまざまな農業を営んでおられる方にとっては、いろいろな対策を示されても、やはり心配な点というのはたくさんあると思っんです。いろいろな、法律に基づいてやられたものが、やっぱり実際事故を起こして、多大な被害を及ぼしている事件や事故というのが日本全国で実際起きているわけですね。そういう意味では、そこに済んでおられる方、生活しておられる方、それから農作物を耕作されている方、まさに生活にかかわる問題ですから、こういった対策を示されたら、なおやっぱり不安というのは残ると思っんです。

例えば、自治会さんの方で出してこられた資料の中で、これは、ごみ固形化燃料等関係施設の安全対策調査検討報告書、これ総務省の消防庁が出されている資料なんですけども、その一番下に17ページってあるんですかね、これ抜粋ですから全部ありませんけども、17ページで、RDF等に係る発熱・発火事例の発生状況でいろいろ報告がされています。17ページは、言われた、今回の進出される工場とは違う種類のRDF工場での発生状況ですね。発熱や発火事例の発生状況ですね。

一方で、次の18ページのところで、これはRPFなんですけども、RPFにおいてもいろいろな、自然発火であるとか、火災は発熱等の報告がされているわけです。これは實際上、こういったさまざまな安全対策をされているにもかかわらず、やはり問題がありますよと。一たん燃え始めたときには、燃えてしまったときには廃プラもありますし、いろんな有害物質が出るのではないかと。対策としてはやられたとしても、その対策が本当にやられたとしてもこういう事件が起きたり、この中には、原因が不明というようなものもたくさんあるわけですね。原因がわかるものであれば対策の打ちようがあります。ただ、不明というものもこの中でも幾つかあるわけで、現段階において、このRPFやRDFの工場がまだまだ新しい事業であって、いろいろな問題もまだまだ持っている中で、発展途上といったら言い過ぎかもしれませんが、まだまだいろいろな問題が出てきて、それに対応して完璧なものをつくっていく段階であるというふうに私は思うわけなんですけども、そういうものが自分のうちのすぐ横であるとか、自分の農地のすぐ横であるとかに来るとのことに対しては、やっ

ぱりあくまでこれは心配だと、不安があると。この不安が取り除かれてない以上、来てほしくないというようなことだというふうに思います。

それから、杉並病の関連、それから、三重県の多度町の事故などについてですが、今回、RPFということです。杉並病の発生の原因、詳細には、完全には何が原因かというのは突き詰められていないというふうにも聞いているわけなんですけども、一般ごみ、一般の家庭系のごみの処理もしないままに圧縮をするようなところによって起きたものではないかというふうにも言われています。ですから、今回のRPFとは性格が違うのかなというふうにも思います。

それから、三重県の多度町の事故についても、RDFですから、RPFとは直接的には関係がないって言ったらおかしいですね、類似ですけども違うものだというふうに思います。

ただ、この請願の文章で、住民の方々がか心配してるわけですね。RPFはRDFと違いますよとかね、一般の家庭系のごみと産業廃棄物と違いますよとか、産業廃棄物といってもいろんな産業廃棄物がありますから、そういったものについても、やっぱりきちんとした知識とか理解とかいうものがなかなかない中で、同じように心配をされるというのはこれは当然のことだと思います。

これに対しての不安が払拭されていないということがこの請願の中に書かれていることであって、これが、多度町の爆発事故が発生するから、同じようにRPFでも発生するんだとか、杉並病とRPFが直接かかわっているんだというふうな理解で書かれているのではないというふうに思います。

こういうことがもし起きれば大変なこ

とになりますよという、そういう心配があるよと。その心配に対してきちんと説明をされていない。先ほども委員さんの方からおっしゃいましたけども、説明が十分ではないということだという理解です。

それから、業者側の説明と、自治会側の方からの資料の経過説明で食い違いがあるということの問題なんですけども、経過の中の詳細というのは、私の方では完璧に把握しているわけではございませんので、中途半端なお話はちょっとできないと思います。

ただ、経過の中では、相手の受けとめ方、物の言い方、それから、これまでの流れからいってその当事者じゃなければわからないニュアンスというのがあります。後から文章にして、整理してくると、だんだん、だんだんそれがはっきりしてくるわけなんですけども、そこで食い違いが出てくるというのは私はあり得る話じゃないかなと思います。

ただ、1点、自治会長さんのところに、8月ですね、農業関係者の方々との説明会の後、自治会の方に反対の要望書を出してほしいという申し入れというか、お願いが業者さんの方から来た。そのときには、自治会長さんが、もうこれであきらめるような雰囲気だったということで出したんですけども、業者さんの方は違うよと言っておられるということなんですけども、その点についても、やはりその経過の中でいろいろな反対運動もあり、相手さんとの交渉の中で当事者の方がどのように言われたかというのは、これはここでは何とも言いようがありませんが、自治会の方で、自治会長さんの方はそういう意味合いでとられて出されたというのは間違いはないと思います。

それから、業者さんの方では、そんな

意図で言ったのではないと言われてば、そりゃ業者さんの方の言い分であって、間違いなく自治会さんの方は、そういう意図で出された。でなければ、言われたまま出すようなことはありませんから。逆に、説明をお願いしたり依頼をされる側が、誤解のないようにきちんと話をしていくことが本来は必要であったのではないかなというふうに思います。

その後、数か月間、農業関係者の方々、自治会さんに対して働きかけがほとんど何もなかったということもあわせて見ますと、そのときに、交渉の中で、もう撤退されるんだなというような感じ方をされて、そのような形で反対の意見書を出された後に、3か月間何も音さたがなければ、当然、住民の方、自治会の方は、ああ、やっぱり撤退してもらえたんだなというふうにそりゃ思われるのかなというふうに思っています。

ちょっとすべてきちんと説明できたかどうかわかりませんが、以上です。

○野口委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 一応、一通りご答弁をいただきましたんですが、まず1点目の、請願文そのものの趣旨、件名と中身の文面と最後のくだりの部分がちょっと食い違いがあるという話ですけどね。慎重に扱うということであれば、件名は慎重に扱うというふうにすべきであると思うんですけど、どうも今の説明では、ほな慎重に扱うということに、件名部分を見てまず先入観を、大体の主題がここに出てくるわけですからね。だから、これ反対するということは、これ全体は反対するというふうになっていないとおかしいと思うんですけど、もう一遍説明できるのであれば説明してください。

それから、家電リサイクルの話ですけど、2月の時点に書かれたということで、

この請願が出てきたのは2月18日でしょ。同じ時期やから、同じ時期に出してるもので説明してるのに、何でこの趣旨説明の中に、今の家電リサイクルによる家電廃棄物だということがわかったんだということであれば、それを言わないのかということ。

もう一つは、何でわかったのかという、具体的にこういうことでわかったんだということ、そのこともできたら、これはもし事実であれば、とても看過できない、これは業者が完全に偽っているということになりますからね、これはもう問題外になりますので、大きな問題になると思うんですね。重大問題だと思うんです。ここはちょっと十分追及しなきゃいけないなというふうに私は思っています。

それから、3番目の、この趣旨説明の中の、紹介議員として、それぞれの公害に対するおそれがあるということで、火災についてはそれとなく説明になったんだと思うんですけど、やはり今も言われた、話し合いがだんだん具体的になってきますよね。もう3月4日ではかなり具体的なことを提示されてのお話し合いになっておりますので、不安という部分だったら、これは物すごく主観的な問題で、我々委員会としては、やはり事例を一つ一つ挙げながら書かれていることは確かに妥当なのかということ審査しなければならぬと私は思っております。

そういう意味から、紹介議員は、請願を持ってこられた自治会側の趣旨をよく承諾をされてなられてるわけですから、議員として、その辺のことも含めて私たちにご説明をお願いしたいということで言いました。できれば、具体的な部分も挙げてお願いしたい。これは、例えば次回にしてもらっても結構ですけども、これちょっとお願いしたいと思うんです。

それから、先ほどの杉並病と多度町の話ですが、杉並病については、生活不燃物を圧縮するという工程の中で、その内容物が混ざって、そういった硫化水素なりいろいろなものが出たということで、結果としては調査報告書上がっておりますけどね。直接、生活ごみを扱っていないということでは関係ないというかね、関係ないということでございましたけども、疑問持たれて説明を受けはるといのはそりゃ大事なことでいいと思うんですが、こういう公式文書の中に載せているだけで、例えば、よっしゃこれでいこうということになりますと、議会としてもこの杉並病のおそれがあるということ認められたことになってしまうので、書かれている以上は、本当に可能性があるのかということもきちっと精査をしなければならぬというふうになると思うんですね、立場としては。

そういった意味から、関連性について、ああ、確かにあるなというふうな答弁をいただきたいということでお願いをしました。これはもう少し本当は説明をお願いしたいと思うんです。

それから、自治会が提出されている書類の中で、7月の29日の議事録の解説の中に、資料に解説いうのを付けていただけてますね。この中に、下から7行目のところで、自治会としては、漠然とした拒否反応ではなく、環境に影響がないとすれば受け入れざるを得ないのであるが、杉並病が発生しないとする企業の説明は、あくまで当事者のものであり、そこに第三者である摂津市の判断が得たいのである。こういうふうに書かれてあって、これは、確かに7月の時点で、もう今とは大分事態が変わるのかもしれませんが、3月4日、大阪府、摂津市立ち会いのものと説明の中でも、杉並病については、

今回の事業計画では、原料が特定された産業廃棄物の中間処理を行うこととしており、廃棄物の処理方法は廃プラスチック類、金属云々ずっとありまして、外部への排水はほとんどないということで、硫化水素などの発生のおそれがないというふうに結論してあるわけですけどね。こういう一つのお墨つきのものが出たということもあって、事態が大分進展するのではないかなと私なんかは思ってるわけですけども。この辺の今の大阪府の回答、なおかつそれでも杉並病なんだという理由をちょっと教えていただきたいと思います。

それから、多度町の問題も同じ資料に、RDFとRPFの相違ということの中に、RPFの原料云々、最後の方に、生ごみの混入がないことから、可燃性ガスの発生がなく、密封したタンクに保存すれば爆発のおそれがないと、こういう回答を得ております。貯蔵の仕方がちょっと私把握できておりませんが、貯蔵の方法のいかんによってはこういう爆発のおそれがないと、こういう結論が出てくるわけですけども、それでもなお、多度町としてここに載せなきゃならないんだということの、先ほどの答弁では、あくまでも説明不足だということでおっしゃってましたけど、やっぱり載せたということは、当然、議会としてその可能性もあるんだということ認めることになると思うので、それなりの説明をしていただいで、この文面を載せるということになると思うんで、そういう意味合いから、ご説明ができればお願いしたいと思います。

それから、自治会の経過の食い違いについてということですけども、ただ、やっぱりこういう話し合いを双方がやられて、そりゃ見解の相違というのは確かにあるとは思いますが。そやけど、単純に、資料

を出した、出してないという、こういう単純な食い違いが起こるのはおかしいと思うわけですね。

出していただいた資料は、当然これはもう偽りはございませんという資料で提出していただいたと私は思っているわけですけども、そういった中で食い違いが起こるといことは、これは見解の相違だと言え食い違いと、いや、これはちょっと全然違うんじゃないかという食い違いとね、あると思うんですよ。

例えば、今の最初の、9日の打ち合わせ、当事者やったらもうわかると思うんですけどね。これによって、後で出てきますけど、例えば、自治会ニュース2月号には、さまざまにだまされて同意印を取られた人があるとか載ってるんですね。この裏面のこの2番目のところに、だまされて同意印を取られた人もあるが、その家にコピーも渡さない業者の行為は正しいのかとか、業者は何回も地元をだましているとかいうふうに書かれている部分もあって、この同意印の取り方、恐らく個別で回ったとか、農業関係者を回ったということをおっしゃってるんだらうと、経過の中でもありましたけども、そういうことだと思ってるんですけどね。そうすると、この農業関係者を回ったのは、最初にアドバイスをもらったから回ったのか、それとも、そんなもん言うてへんねや、勝手に回りよったんやという話なのかね、この辺は信憑性のある業者なのか、そうでないのかという判断をする上では重要なことだと思います。だから、ちょっとただしておいとかなないとと思うわけですが。

とりあえず、先ほどの自治会ニュースの中にありました、だまされて同意判を取られたというようなケースが、具体例が、名前までは結構ですけど、こういう

ケースでだまされたんだということがあるんだろうと思うんですが、何回もだましているという件、ちょっと具体例を入れて説明をお願いしたいと思うんですが。

それから、先ほどの、29日に提出された書類の話は、こんなのは非常に簡単な話で、出してるか、出してないか、片や出してない、いや、片やもらっただと、もらって、しかも回答書までつくったと。また、行政の方は、報告としては出したものを撤回したというふうな表現になってるわけですけど、この辺の話は、真実の一つしかないと思うんですけどね。その辺ちょっと説明をお願いします。

それから、最後の、反対意見書にまつわることで、もしこれが、業者側が、いや、実は撤退をにおわして、それでそういう書類をつくらせた。それをどういうふうに活用したのかわかりませんが、であれば、これは業者側の誠意に欠けるといことになると思いますしね、これは、判断する上では非常に重要な項目であると、こう思うわけです。それで質問してるわけですが、この辺の私は真意が知りたいわけですが。もう少し詳しく、資料とか説明とかがあるのであれば、その辺のところをちょっとつまびらかにしていただきたいと思うんです。

○野口委員長 安藤議員。

○安藤議員 まず、一つ一つの、3月4日の日に示された、大阪府の環境指導室の方から出ている資料3で、粉じん対策であるとか排水処理対策、騒音・振動対策、その他の対策というのが示されていると。これに対して、これでは一つ一つ全部納得できないのか、不安が払拭されているのかという点については、自治会さんたちのそれぞれの方の思いはまたそれぞれ個々あると思います。

私は、この施設が来ることによって粉

じんの心配もありますよ、排水の汚水が農業用水に流れ込む心配もありましたよ、騒音や振動、破碎機の振動であったりミルの振動であったり、そういった振動も考えられるし、騒音もありますよと、その他、においが出ないかとか、それから火災が出ないのかというような心配というのは、やっぱりその施設が進出することによっては、幾つかの問題というのはあると思うんです。その問題というのは、既にこういった業者さんや、大阪府が指導上、こういったものが見込めるから、こういう対策を打たなきゃいけないということでやらなければいけないものだと思うわけですね。こういった資料を示していただいて、なお不安を感じているというのが実態だと思います。

その不安がじゃあ一体どこにあるのかというのは、それぞれ当事者の方々の思いは違うかもしれませんが、私はやっぱり火災の問題が大きいのではないのかなと思います。固形燃料であるわけですから、やはり燃え始めたときには消火しにくいという性質を持っています。非常に燃焼するカロリーも非常に高いものがありますから、一気に近隣に影響する可能性があるかと。燃え始めてしまうとなかなか消えにくい。そのことによって、工場内にあるさまざまなものが一緒に燃えて有害物質が発生するのではないかと、飛び火するのではないかと、危険物のそういった心配というのは、それが大きいのではないかなと思います。

その火災の問題で言えば、総務省消防庁でも、新たに危険物としてRDF、RPFも指定をするというような動きも見られているわけで、まさに危険なものが近くにあるということです。製造過程でのいろいろな問題も当然クリアをしていただかなければいけませんけども、それ

をクリアしたからといって、じゃあこの点はクリアしてもらいましたから、じゃあこっちの分クリアできてないけども、それはしゃあないなということには私はならないというふうに思います。一つ一つの対策について、これはあかん、これはこの点はあかんということについては、ちょっと今具体的に申し上げられません、申しわけないですが。ただ、こういう具体的な対策で、一つは、まあこれはこれでいいよということになったとしても、すべてが満足にできるような対策が打たれていないと住民の方々が思っていれば、これはやっぱりもう反対というような対応になるのではないかなと思います。

火災の問題というのは本当に大きな問題で、特に摂津市内でもいろいろな火災が発生したときに、倉庫内での危険物によって近隣に大きな影響を及ぼしたというような火災事故もあります。なおさら、燃料を製造して、燃料をそこにある期間置いておくというわけですから、燃え始めたときの影響というのは心配されるのも当然のことではないかなと思います。

それから、水の問題についても、今回のRPFというのは、RDFと違って製造過程によっては水は使わない。水は使わないけども、生活用の排水については公共下水に流すから、農業用の用水路に入ることはありませんよというようなご説明もあるわけですが、ただ、工場の中の掃除をするときの水であるとかいうものが流れてくることは全くゼロではないということもあるのではないかなと思います。そういった心配も、当然、農業従事者の方の中にあるのは当然のことではないかなと思っています。

それから、業者さんと自治会さんとの交渉の経過についての食い違いについてなんですが、これは、ここで一つ一つの

事案について、これはこうだった、こうだったというようなお話の、私は自治会さんの方からお話を伺って趣旨を説明させていただいておりますから、これ以上のことを、ちょっと私からお話をさせていただくことは難しいかなと思っております。

それから、だまされて同意印を取られた人もあるが、というようなニュースの内容ですね。自治会ニュースの中で、だまされた人がいるが、どのようにだまされているのかという具体的な事案についても、これについても、私の方からのご説明では、ちょっと正確さに欠ける点が出てくると思います。ですから、この場では差し控えさせていただきたいと思っております。

ただ、言えるのは、業者さんと自治会さんとの交渉であったり、その間、農業関係者の方々との説明会があったり、大阪府であったり摂津市であったり、いろいろなところで、情報を得るために自治会の方や地元の住民の方々がいろいろ努力をされている中で、その時点でわかった情報について皆さんに知っていただく。

今回についても、このニュースが2月にあって、請願も2月だということなんで、その前後関係というのはちょっと把握できませんが、通常考えたら、2月発行ということになれば2月の初めに出されるわけです。ですから、例えば、大阪府庁に事情を聞きにいったときに得た情報をすぐにニュースとして反映させる。その後、またいろんな情報を得る中で、請願の文書がその時点でわかっている範囲内のことで書かれるということになりますから、この辺の食い違いについては、あり得る部分があるのではないかなということをご理解いただきたいと思います。

と思います。

杉並病と多度町の事故について、私は、この請願の文書で採択されたことによって、今回のRPF工場の進出イコール多度町のRDF施設の爆発事故、それから杉並病との関連があると議会が判断することにはならないのではないかなというふうに思います。

というのは、請願文書の中でも、読む中で、ここに請願の趣旨が書かれているわけで、地元の人たちが、議会にぜひこういうふうに取り計らってほしいということの思いを伝える上では、心配であることを載せるというのはあることじゃないかなと。いろんな声が出るわけです。自治会の役員さんとして、いろんなところから情報が入ります。杉並病の問題にしても、一般家庭ごみの水分を含んだものを何の処理もしないで圧縮したことによって流れ出た排水によって起きたものだということではあるわけですが、一方では、廃プラの粉碎によって出たものによって起きているのではないかという考え方も一方ではあるわけですね。基本的に、化学的に、じゃあこれは何だったのかということまでは突き詰められていない問題なわけですから、そういう意味では、杉並病の問題、ないならないということで、具体的に逆に業者さんの方から、または、大阪府の方から、摂津市の方から、具体的に杉並病の発生についてはこうこうこれが原因でありましたと。今回のものについてはこうこうこうで、全く関係がありませんというような説明がなされて、初めて杉並病とは関連ないなというのがわかるわけです。だから、請願をされてきて、請願者の方々の思いとして、それから認識として、杉並病への不安というのは払拭されていない。払拭できるような説明を受けていないのに

工場が建てられてしまうということは、やっぱりなかなか認めることはできないというふうにつながるのではないかなと思いますし、多度町のRDFの爆発事故についても、原因など詳しく説明されているのか。ここの三重県の多度町の爆発事故というのはRDFですと。RDFとRPFは違いますと。原料が家庭系のごみであるのと、こちら側は出先がわかっているきれいな産業廃棄物ですよ。これだけの説明だけで、違いますということでは納得できるのかどうか。納得できないというのが請願者の皆さんの気持ちであると思うわけですね。

そこは具体的に、じゃあ何でRDFとRPFが違って、こんな事故が絶対に起きないんだという説明をされていないということが、やっぱり大きな、反対の請願の理由になってきている一つの理由になってきているんだというふうに考えています。

それで、いろいろな資料も取り寄せておられて、いろいろなところで情報を収集されておられて、政府の方でも、このごみ固形燃料でさまざまな事故が発生していることで、いろんな対策を打たなければいけないというふうな状況になっているということも、この新しい事業がまだまだ危険性を払拭されていないということも示しているのではないかなと。

RDFだから、RPFだから大丈夫だということは、私はやっぱり言えないと思います。これまでの火災の発生の事例を見ても、先ほども申し上げましたけどもRPFでも事故は発生しています。

やっぱり、私、この資料見て、特に重大だと思うのは、RDFの方はある程度原因がわかっていることです、わかっていますね。一般のごみから出てくるわけですから当然水分も含まますし、

腐敗によるガスの発生であるとか、燃える要素というのはやっぱりたくさんあるわけで、その点の技術的な解明であるとか対策を打とうというようなことは必要だと思いますが、RPFにおいても同じように火災が発生しているんだけど、原因が不明だというものがあるんですね。原因が不明というのは対策の打ちようがないということですよね。だから、こういったものが、全く近くに生活されている方がいらっしやらない、農地がないというような地域であれば、それはやっぱり問題がないとは言えないけども、これほど反対の住民の声は出ないと思います。

特に18ページをちょっと見ていただいて、RDF等の発熱・発火事例の発生状況、18ページでもありますけども、不明というのがあるんですね。

例えば7番、不明とあります。事故対策としては、貯蔵や取り扱い方法の見直しとか従業員等への教育の徹底ということがあるわけです。要するに、人の管理の、人がどのような安全対策をとるかというようなところに触れられているわけです。

もう一つ、10番にいきますと、これも不明です。散水設備（夜間自火報連動）も設置するという事なんです。結局、発熱して発火するというそのもとを絶つというような対策がなかなか不明の場合、打ちにくいんじゃないかと思うんです。しかも、さらに重大なのは、出火から鎮火までに要した時間、10番、不明で930分かかっています。7番の不明では206分かかっています。14番の不明、これ事故対策なしですが、これ一つ一つで出火から鎮火までに要した時間385分、5時間以上、6時間以上消えなかったと。こういう対策、発火してしまったらもうあかんわけですからね。発火し

た後にどう抑えるかではなくて、発火させないような対策が打たれなければいけない話だと思うんです。それが、対策は打っているけども発火した、発熱した、火災が発生した、5時間も6時間も、場合によっては10時間以上もずっと消えないままになっていると。こういうようなものが、道路を挟んだすぐ横には生活しておられる民家がありますし、生産緑地もあります、近くにふれあいの里もあります。そういったところに来られてはやっぱり不安でしょうがないというのは、それはもう偽らざる住民の皆さん、請願者の方々の思いでありますし、私は、そういった思いに対して、きちんとした対応を議会の方もすることが非常に大事ではないかなということで、いろいろ経過の部分や食い違いの部分については満足なちょっとご答弁にはなっておりませんが、基本はそこに私たちはあると思いますし、そこをやっぱり考えなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

○野口委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 わかりました。

平行線みたいなことになることもありますので、先ほどのおそれの部分での火災の話はかなり十分説明をいただきましたけども、これは、きょうでなくても結構ですけど、説明の中でやはり言うてはるわけですかね、破碎するときの粉じんや排水や騒音、悪臭やとか、火災はそれなりに説明いただきましたけども、これは、ちょっと書面でも結構ですし、次回に答弁していただいても結構ですけども、最初に言うております、紹介議員としてご苦勞ですけども、もう少し具体的な部分をまとめていただいて、不安という部分、もうちょっと踏み込んで、向こうは資料を出しているの、それに対しての、

さらに踏み込んだ不安をまとめていただきたいということを、これはお願いしておきたいと思えます。

それから、家電リサイクルの、先ほど答弁ございませんでしたけども、はっきりとしたこういう答弁なかったですけども、もし廃家電をリサイクルするのであれば、これはもう大変な問題、根幹にかかわるような問題ですので、これはぜひ明確にしておかなければならないというふうに思っております。これも後日で結構ですけど、この情報の出どころと信憑性ですね。もしそうなのであれば、これはもうゆゆしきことですので、この辺のことをちょっとまとめていただきまして、後日で結構です、これもご答弁お願いしたいと思うんです。お願いいたします。

それから、杉並病と三重県の多度町の記載の話は、私がひっかかるのは、先ほど言いましたように、請願としての公的文書になるということに対して、明確に地名、そういうようなものを出すということがすごくひっかかるわけですけど、この辺をはっきり表現せずにするとかの配慮をしておかないと、これは公開されますから、摂津市以外としての請願の結果としてどこへでも出ていくということについての、請願そのものの中身のことで私懸念をしておりますので、これは、ちょっとその辺が問題ないということの主張があれば、きょうでもいいですし次でも結構です、お答え願いたいと思えます。

それから、経過については3点、私申しましたのは。いずれもこれ、すべての流れの根幹にかかわるようなものだと思っております。これで、やはり誠意があったのかなかったのか、悪質であったのかなかったということが根幹にかかわることであると思えますので、これも後日で結構です、その辺を精査したような答弁を、ア

ドバイスがあったのかなかったのか。それから、アイデックスに対する質問事項が提出をされたのか、されなかったのか。そして、反対意見書についてのアイデックス側が撤退をするという表明があったのか、なかったのか、これはあって、そういう書面をつくってやったということであれば、これはもう業者が悪質であるというふうには言わざるを得ないわけなんです。その辺のことを、これはもう後日で結構ですので、ちょっとまとめていただいて、もう一回、納得できるようなものに答弁お願いしたいと思えます。

○野口委員長 そうしましたら、藤浦議員の質問について、1回目の質問から含めて後日答えていただくという内容も含めてありますので、後日、検討してご答弁いただくというふうに一応しておきます。

ほかにございませんか。

古谷委員。

○古谷委員 藤浦委員とダブル点も出てくるかと思えますけれども、2、3質問させていただきます。

まず、鳥飼上自治会長さんは、常々、事業者は誠意がないとか、また、隣接地権者にうそをついて同意を取ったとか、十分な説明がなく、自治会、実行委員会の2回のみ説明会で信用できないとか、そのようにされております。

実際、自治会報や要望書の文書や請願の中でもそのようなことをおっしゃってるんですけども、説明が不十分とされている点について、事例を挙げて、どういうことが説明が不十分であられたのかということをお聞かせ願いたいと思えます。

○野口委員長 古谷委員、先ほど、藤浦委員の質問にもありましたけども、そういう経過については、なかなかこの場では答弁できませんので、その内容を含め

た、後日ご答弁をお願いされておりますので、もうその点を配慮されて質問をお願いしたいと思っております。次回まとめて答えていただくと。

じゃあ、もう一度、古谷委員。

○古谷委員 先ほどの藤浦委員の質問のご答弁の中で、紹介議員としては答えられないとおっしゃっておいりましたので、そのところの疑問は、私も大変多ございますから、またそれも含めまして、後日にそういうことも詳しくまたお聞きしたいということで終わらせていただいております。

○野口委員長 ほかにございませんか。

山下委員。

○山下委員 請願の中に、特に、RDFとかRPFというものが循環型社会をつくる上で大事なんだということで、政府はこれを一生懸命進めてきているということだと思っております。この辺に大きな問題がありはしないかと。ところが、その問題点が非常にいろいろ指摘されておりますが、いろいろおそれの問題なども言われておまして、その辺の解明は必ずしも明らかではない点もあろうかと思っておりますが、しかし、先ほどから紹介議員の方からも説明があったように、総務省消防庁が出している資料というのは非常に重大だと私は思います。

といいますのも、危険物施設における火災の発生頻度が、1年、1施設当たり0.03%。危険物施設における火災発生件数が0.03%です。ところが、RDF、RPFについては5%なんですね。0.03と5%といいますと、実に200倍近い危険性を持っているという、ということだと思っております。だからこそ、ここにいろいろ上げられている火災発生事例があるんだと思っております。非常に危険であるというふうにこの点で

は入れたと思うんです。請願文書の中には、必ずしも、危険はもちろん書いてありますけど、具体的にこれを見て、私は非常にびっくりしているという状況なんですね。

この点からでも、火災発生件数は極めて高いと。つまり、これは燃料を製造するということから、燃料は燃えるというのはそうなんですけども、しかし、そういう危険物をあちこちで扱っている施設があったとしても、なお、その中でRDF等という、つまり、RDF、RPF含めまして発生件数が非常に高いという、こういうことを事実でもって証明している。これはおそれではない、事実なんですね。こういう点は極めて大事だと思いますが、そういう点についてのご説明もあればお願いします。

それから、先ほどから、RDFとRPF、ことさら違うんじゃないかというふうなお話がありましたけども、火災という点から言えば、おおむね同様の危険性を持っているということをおこは書いてあるということも、私は極めて大事だと。

しかも、先ほどからもお話あったように、指定可燃物として指定することが適当であると言っていることについて、まだこれについての法整備はできていないと、そういう過渡的な段階にあるということですね。この点も私重要なことではないかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

もう一つ、摂津市の置かれている現状が、産業廃棄物の処理工場が大阪府下に8施設あると、計画も含めて、そのうち、実に2施設が摂津市内にあるかあるいはこれから建設しようという、こういう状況にあるということですね。極めて高いと思います。7じゃありませんよ、7は大阪府下、大阪市にも一つありますから、

全部で8施設なんですね。そのうち2施設。だから、摂津市に持ってこられると。これは、焼却施設についても、以前、大型の焼却施設というのは、府下で最大なものが摂津市にあるんですね。そのほかのものも含めまして、その比率は極めて高いと、こういう状況からして、私は、この産業廃棄物の処理地として、もちろんこれは輸送上の問題などもあるかと思いますが、そういう点からきているという点で、こういう点でも極めて危険ではないかと。

特に、請願の中でもおっしゃられている輸送の問題を通じての問題もありますし。こういう点からも、請願内容には一言で触れられた、あるいはニュースの中でしか触れられていない問題もありますけれども、そういう問題について、もしご意見があればお聞かせいただきたいと思います。

○野口委員長 安藤議員。

○安藤議員 ごみ固形化燃料と関連施設の安全対策の調査報告書の中でご質問をいただきました。

先ほどからも申し上げていましたが、RDF、RPFともに、RPFもRDFの関連の物質であるということで危険物の指定を受ける動きにある中で、通常の危険物の火災の発生件数と比べて、既にRDF関連施設での発生件数は非常に率が高いということは、本当に重大な問題だと私も思います。

そうした重大な問題に対して、政府、総務省消防庁がこういった報告や対策を打つということ自体が、やっぱりこの施設、工場が、まだまだ技術的にも過渡的な状況にあると言わざるを得ないというふうに思います。

このごみ固形燃料適正管理検討会、昨年12月25日にこの検討会が開かれた。

方策の中でちょっと書かれていることがあるんですけども、ごみ固形燃料製造、今回、こういったものについては、ごみの数が少ないところについては、ごみを小さくすることができるのか、いろいろな有害物質を発生できないようにするという点においては、一定有効だということもこの検討会議の中では書かれています。ただ、注意点としてこのように述べられております。ちょっと読ませていただきたいんですが、「このシステムの第一義的な役割は廃棄物の安全、確実な処理にあり、熱回収はこれに続く第二義的役割であることである。発電効率や発電の経済性に重点を置き過ぎ、安全、確実な処理がおろそかにされてはならない」ちょっと飛びまして、「ごみ固形燃料製造利用システムの歴史が浅く、十分な知識が得られていない現段階では、その運用において十分な注意を払うとともに、今後の計画においては、より一層慎重な検討が望まれるところである」というふうに書かれています。

まさに、こうした発火事故の発生率の極めて高い状況や、起きた後の事故の重大性、影響の大きさから見て、やはりこう検討会議でも述べられているというふうに思うわけです。

今、RDFやRPFというのは、化石燃料の新たな代替物として注目をされているという、業界の中では言われていますし、そういう意味では、国が推進をしていこうということでお力を入れている部分があるのかなというふうに思うわけですが、結局、じゃあ、その燃料はどこが買われるのか、化石燃料、石炭であるとか石油にかわって、こういうRDFやRPFをどこが買うのかということ、大手の製紙会社など大手企業になるわけです。大手企業は、自分のところで発電施設を

つくったり、ボイラーにこういったRDFやRPFを、石炭とか石油とか化石燃料との代替品として使おうということで、こういった事業が生まれてきているものだと思うんですね。

そういう意味では、コストも当然化石燃料と比べると非常に安いということで言えば、熱回収、安全な処理というのは第一義的にあるんだけど、結局は効率性の問題と、いかに効率的に安い燃料を取るかということが、結局、受け取る側、消費側の方の思惑というのは大きいものがあるんです。当然、製造会社にしてみれば、売り手である大手のお客さんから、たくさんの方が欲しいと言われた場合に、たくさん売らなければいけない。それはもう利益につながる、商売になってくるわけですから、本来、ごみを減らしていったりとか、ごみを燃やさないようにして環境を守っていかうというのが第一義的にあるものが、根底にこういう効率優先の市場的な考え方が絶対に入ってくるというのはもう間違いないと思うんですね。

そういう中で、大手の企業が発電施設のためのボイラーに使うとなれば、大量のRPFやRDFは必要となってきます。今、RPFの製造工場はやっぱりまだ少ないです。ここの業者さんは、資料を見ても、お客さんで、九州の方でRPFの施設をつくりたいんだけど、RPFの供給先がないということで話がかかるといふようなことも資料の中にちょっと書かれているわけですが、

今、あそこのすぐ隣に民家があり、生産緑地があり、そこに福祉施設がありバス停があるという、本当の隣接地帯において、あの限られた範囲の中で、果たして、当初言うてた量だけで賄い切れるの

かどうか。より大量のものを供給要望を受けたときに、対お客さんとの関係で、さらに大量のRPFの製造というものも図られる可能性もなくはない。これは大きな心配の一つだと思います。HACCPであるとかISO、さまざまな認定を受けているところでさえも、いろいろな事件・事故等も実際に起きています。政府、総務省消防庁でも危険が多いということを示しながら、そして、その危険が多いものが、さらに市場の求めに応じて、工場が大量にそういうRPFをつくっていくということにつながっていった場合に、これは、何かあったときにはもう本当に遅いというふうに私は考えています。

○野口委員長 上村委員。

○上村委員 そしたら、私の方から、2点ほどお尋ねいたしますけども、藤浦委員とだぶる部分もあるんですけども、この請願書、2月18日に受け取って、当委員会に付託されたということで、この固形燃料化ということは、今の時代に政府も進めるとということで、資源の削減あるいはごみのリサイクル等々、これはもう時代の流れとともに必要な事業ではないかなという認識はしております。

そういった中で、当摂津市にこの工場が出てきたということで、先般、私も、このRPFの工場を、他社の事例を見にいきました。見た感じでは、例えば、普通のプラスチック加工の工場と何ら変わりはないということで認識をしております。これが、ここに今書かれているような、非常に危険極まりない設備とはほど遠い設備であるという印象を受けております。

今まで質問されて、答弁されてますが、我々、この請願を採択、不採択にするにしても、事実をきっちりつかんで、その上で態度を決めていきたいというも

のがありますので、今るる答えてられますけども、推測、憶測はできるだけやめていただいて、事実のみをきっちりと答えていただきたいなという思いがありますので、そういった観点から、ここに出された資料の中から、事実を確認する意味でお尋ねしますけども。

事業者並びに自治会の皆さんの交渉の経過をずっと見させていただくと、最初の2003年の7月4日が初めて、自治会長さんとこの事業者とのコンタクトなんですよね。それから、7月9日に集会所に集まって、そこから交渉がスタートしたということでもあります。そのときは、自治会長さんは、事業者に対して、同意というか、説明するのにこういう方法がありますよということで丁寧に対応されています。事業者の方も、自治会長さんの指導に従って説明をされたということでもあります。

等々の説明をされていく中で、これターニングポイントがあるんですけども、その一番キーとなったのが、ここだけお尋ねしますけども、8月20日の、これは自治会主催ではなくて、農業関係者への事業者の説明会の席で、会長が非常に激高されたというふうに書いてます。この時点から、非常に交渉が膠着状態に入ったということで、非常に重要なキーポイントやないかなということでもあります。

そのときの資料として出されたのが、事業者からの申し入れ提案書ということでもあります。2003年の8月20日に、アイデックスから申し入れ提案書案ということでその場に出されたということでもあります。これは、事業者の方から、公害防止に関する協定書の作成についてとか、賠償責任保険の件とかあるんです。その6番目に、老人福祉集会所、第8集会所への寄附、寄贈、施設内部の改装工

事、施設部品の張り替え工事、畳の張り替え、照明器具の交換、空調機の交換、カラオケセットの寄附等の申し入れ提案書があったということでもありますけれども、まずこのことなのかと、この提案書のことについて激高されたのかということと、何で激高されたのかということも非常に重要なキーなんです。

このことが全く身に覚えがない、潔白なことなので、あえて疑いをかけられたので怒ったのか、身に覚えがあって怒ったのか、どっちなのかということも、これは重要なキーポイントなんで、そのところも、きっちり事実としてお答え願いたいということです。

この8月20日以降、非常に膠着状態が続いて交渉が難航して、説明会が一切開催されない等々があって、この請願のところに来るんですけども。この請願を受けてから、平成16年の3月2日に、事業者から自治会長あてに内容証明が送られています。これは、事業者の方からの資料にはついとるんですけども、自治会長の方の資料にはこの内容証明の資料はついておりません。どこの経過にもね、経過書の中には書かれてないんですけども、実際これ3月2日に、先ほど同僚委員が言いました鳥飼上自治会ニュースに反論する形で、事業者の方がそうではないんだということで、内容証明つきの反論書を出している。その最後のくだりにこう書かれてるんですけども、「当社とすれば、話し合いによる解決の方向性を求め、その時間もつくり、対応してきましたが、今後もその方針に変わりなく、進捗を望みますが、このような事態が続くとすれば、当社はこの事実をかんがみ、信用毀損、偽計業務妨害にも当たるものと考え、法的手続の準備を今後も視野に入れて対応することをご連絡申し上げます

す」と、こう書かれとるんですね。この内容証明が多分自治会長さんのところに行っと思うんですけど、これ自治会からの経過と動きについて一切書かれていないということでもあります。

この内容証明は、自治会の方にどう周知されているのかということと、着いてると思うんですけども、着いたかどうかということと、そのことが自治会の皆さんにどう報告されたかということでもあります。

ちなみに、この名誉毀損等々になった場合、事業者の言っていることが実行されるとすれば、これはもう我々行政の域を超えて司法の領域にあるはずですよ。我々がここで議論していることも、当然裁判の中にもなるでしょうし。できたら、話し合いで解決する方が、そこまでいくよりは話し合いをする方が、我々としてもいいんですけども、そのことについて、どう考えておられるのかということも含めてお答え願います。

○野口委員長 安藤議員。

○安藤議員 憶測でお話をするのができませんものですから、次回、先ほどの経過の部分も含めて、今ご質問のあった点についてお答えできるようにしたいと思います。

内容証明ですから、当然、手元に届いているのは間違いないと思います。

○野口委員長 ただ今の上村委員の質問等々も含めて、次回、調べていただいて、答えていただくことも含めて対応していきたいと思います。

引き続き、今後どうするかということでご相談しますが、とりあえず、本日の委員会としてはこの程度にとどめ、閉会したいと思います。異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 以上で、本委員会を散会いたします。

(午前11時36分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 野口 博

民生常任委員 古谷 博子